

### 第3回 古物営業の有り方に関する有識者会議

#### 1 日時

平成29年12月4日（月）午後1時22分から午後2時8分まで

#### 2 場所

中央合同庁舎2号館5階第17会議室

#### 3 有識者委員

飯岡 雄一	全国古物商組合防犯協力会連合会会長
関 聡司	楽天株式会社執行役員渉外室ジェネラルマネージャー
野口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
野坂 英吾	一般社団法人日本リユース業協会会長
福井 昂	特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構理事・事務局長
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授（座長）

#### 4 警察庁出席者

山下 史雄	生活安全局長
小田部 耕治	長官官房審議官（生活安全局担当）
後藤 和宏	生活安全局生活安全企画課長
大濱 健志	生活安全局情報技術犯罪対策課長

#### 5 議事概要

##### (1) 討議

##### ア 「古物営業の在り方に関する有識者会議報告書（案）」について

報告書（案）について、原案のとおり了承された。

なお、有識者委員の主な発言は以下のとおり。

- 消費者が、適切に許可・届出を行っている事業者を選択できるよう、消費者に法についての周知を図る必要がある。
- フリマアプリ等については、自主規制の状況を見守りつつ、十分な抑止効果が認められない状況に至った場合には法規制を検討していくべきとされているが、この十分な抑止効果が認められない場合というのは、犯罪の助長につながるような問題が明るみになって、改めてそういう規制を議論しなければいけない状況になった際という理解をしている。今後、新しいサービスが展開される中で、犯罪の助長につながらないような枠組みを自主規制できちんと行ってもらいたい。
- 古物営業法は、昔からあるサービスには規制を厳しく、最近できたサービスには、サービスが変化していく可能性があるから規制を緩やかにしておくという類のものではないと思うので、公平な事業環境の整備という観点から、今後

も検討を進めていただきたい。

- 自主規制という定義なので、警察からこのようなものを採用しなさいと強く言ってしまうと、それは自主規制と呼べないものになってしまう。有力な事業者が自分でやらないということがあったとすると、それは自主規制が機能しないことに該当するのではないかと思う。したがって、警察において、自主規制が機能しているかどうかを適切にウォッチし、もし助言を求められれば、必要に応じて助言する必要があるのではないか。
- 自主規制は、業界団体としてやっていかないと、なかなかうまくいかないのではないかという感じがする。
- 個々がバラバラに取組を進めるよりも、業界団体として進める方が、自主規制としては非常に自然な姿であり、恐らくそのような方向に進むのではないか。
- 前回会議で各社の自主的な取組の説明があり、それぞれでいろいろな対策を行い、強化をしつつあるところなので、必ずしも業界で一律に何かやるという形でもないだろうと思う。むしろ、主要各社の取組がベストプラクティスとして、それ以外の事業者にも波及していくことを期待している。

## イ その他

- 規制緩和という国の方針があり、この報告書の方向性であれば、十分に恩恵を受ける人達がたくさんいる。多店舗展開をする事業者にとっては、大きな緩和になると思う。盗品の流通防止という観点では、現状と変わりがなく、問題がないと思うが、社会が変化し、規制緩和が進む中で、古物営業法が犯罪抑止のためにしっかりと機能することを期待する。
- 今回の報告書において、都道府県ごとの許可制度等の幾つかの論点について、盗品流通の防止を担保しつつ、昨今のビジネスの現状や事業者負担の軽減といった観点から、改善の方向性を示せたことは、大変有意義だったと思う。環境の変化という観点では、古物商によるインターネット利用という点についても、引き続き検討がなされることを期待しており、本人確認の方法やインターネット特有の古物商の販売方法について、いろいろな形が考えられると思うので、引き続き事業者負担の軽減であるとか、事業者による工夫といった方向に向けての議論が進むことを期待している。
- 時代の流れに伴い、消費者保護の観点や、新しいビジネスの発展とのバランスといった、業法的な視点が強まっていくプロセスの中で取りまとめられた今回の報告書は、非常に大きな一歩になるのではないかと考えている。
- 簡易取消し制度が導入された場合、所在不明となった古物商の許可が相当整理されるのではないかとと思われる。
- ネット社会の到来により、古物営業法は我々の生活に身近な存在になっていると思うので、一般の消費者が古物営業法を知り、自分たちの生活の近いところにあるという意識が高まっていくよう周知していくべきであると思う。
- 報告書の方向性に示されたような制度が導入されれば、事業者、行政の負担軽減の観点から非常に有意義な変更になると思うので、法改正を目指して検討を進めていただきたいと思っている。古物の流通という形で、活用できるもの

が活かされるということは非常に素晴らしいことだと思うし、盗品の流通がなく取引が行われることが一番望ましい形である。新しいサービスが様々出てきている中、全体像を把握するのは難しいと思うが、新たな事例についても把握し、犯罪が起きない形で古物の取引が行われるよう、引き続き注視していただきたいと思う。

- フリマアプリ等における古物取引については、有識者会議の結論としては、まずは自主規制の状況を見守るという方向性になったので、その取組についてしっかりと注視していく必要がある。また、古物営業の在り方の見直しについても、10年、20年といった長いインターバルで行うのではなく、もう少し短い間隔で行う必要があるのではないかと思う。
- 消費者に対し、新たに発生している問題等について周知した上で、消費者から苦情が寄せられた際に、帳簿確認や所在確認を行い、そこで問題があれば取消し等の行政処分につなげていくといったことは、運用上できるのではないかと思うので、是非そういう観点を警察には持っていただきたい。また、フリマアプリ等については、今後、自主規制の状況を見守ることになったが、適正な業界を作っていくため、大手の事業者には、周りの中小事業者への声かけやレクチャーなどにより、業界の推進力となっていただくことを期待したい。
- 自主的な規制があり、それが機能しないということであれば法改正を考えるというのは、極めて合理的なやり方だと思う。この業界において、自主規制がとてもうまく働く、むやみに規制をする必要がないということの説得力のある例になるように、今後、自主規制がうまくいってほしいと願っている。自主規制がうまく機能せず、立法事実が積み上がっているのににもかかわらず、自主規制と一旦決めたのだからということ、いつまで経っても規制強化にならないとなると、最悪の事例になってしまう。この業界が決してそうならないことを強く願う。他の規制改革の見本になるように、是非事業者の方にも頑張って効率的な自主規制を作っていただき、もしこれではうまく機能していないのではないかとすることがあれば、積極的に意見交換ができるようなルートも作ってほしいと願っている。
- 近年、万引きされた高額専門書や女性向け書籍が多数、フリマアプリ等で取引され、出品者が警察に逮捕されるという事案が発生している。一人で同一タイトルの書籍を何冊も出品するなど、監視していたら不自然なことがすぐに分かるはずである。なお、小売業調査によると、自社の万引き被害品をネットオークションへ出品された経験が「ある」と答えた企業は8%、経験が「ない」というのが14.7%、「分からない」が、圧倒的に多い74.7%である。このように、実際に小売業の立場では、万引きされた商品がネットに流されたかどうか、さっぱり分からない状況にある。予想はできるが、実際には物が特定できないという非常に厄介な問題があるため、今度は物を特定する、符合するといった手段を考える必要がある。また、平成14年の法改正で盛り込まれた古物競りあっせん業の規定についても、見直しを行うべきだと考えている。